

ワークとライフに関する FAQ

福山大学ワークライフ支援室(男女共同参画推進室)では、教職員の皆さんが生活(家庭)を大事にしながら仕事や研究に従事できるよう、また仕事と研究の実をあげることができるよう、皆さんをサポートしていきたいと考えています。この冊子は、教職員の皆さんが日ごろ感じておられるかもしれない、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)や研究活動の充実についての疑問に対して、Q&A形式でお答えするものです。

2015年6月発行
ワークライフ支援室
(男女共同参画推進室)

Q. 育児休業を取得することができますか？

A. 「福山大学及び福山平成大学教職員の人事及び勤務等に関する規程（就業規則）」に基づき、「学校法人福山大学育児休業規程」の定めにより、満1歳未満の子どもがいる場合には、申請により育児休業を取得することができます。育児休業期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当並びに退職金の算定において育児休業期間は在職期間には通算されません。ただし、休業終了時には、原則同じ仕事に戻ることが保障されています。育児休業制度はもちろん男性にも適用されます。

<参考>

福山大学及び福山平成大学教職員の人事及び勤務等に関する規程（就業規則）、学校法人福山大学育児休業規程

Q. 育児休業を取らなかった場合、何らかの便宜がはかられますか？

A. 子どもが3歳未満であれば、申し出により、所定労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻をそれぞれ30分を単位とした1時間の範囲内において繰り上げまたは繰り下げの措置を受けることができます。また、申し出により、1日の所定労働時間を6時間（短時間勤務）とすることができます。ただし、勤務しない時間につき給与額が減額され、期末手当等が時短により減算されます。なお、子どもが1歳未満であれば、1日につき30分ずつ2回の育児時間を請求することができます。

<参考>

学校法人福山大学育児休業規程第9条第3項に基づく短時間勤務者の期末手当及び勤勉手当に関する取扱細則

Q. 介護のために仕事を休むことができますか？規程はどのようなになっていますか？

A. 国が定めた「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）及び「学校法人福山大学介護休業規程」により、要介護状態にある同居家族（事実婚を含む配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹または孫）が、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある場合には、申請により家族一人につき93日まで介護休業を取得することができます。介護休業期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当並びに退職金の算定において介護休業期間は在職期間には通算されません。ただし、復職後に同一の仕事が保障されます。その他、教職員が要介護者を介護するために時間外勤務の制限や深夜勤務の制限を請求した場合には、一定の範囲で職務を軽減されます。

<参考>

学校法人福山大学介護休業規程

Q. 慶弔事など、休暇はどの程度取得できるのでしょうか？
また、大学行事のために休日出勤した場合に休暇を取得することはできますか？

A. 慶弔事に特別有給休暇として、本人の結婚6日以内、子女の結婚2日以内、妻の出産3日以内、配偶者の死亡10日以内、父母または子女の死亡5日以内、その他三親等以内の親族の死亡1日以内が認められます。また、母性保護の観点から、妊娠中及び産後1年を経過しない女性教職員は、保健指導または健康診査を受けるための休暇を取得することができません（男女雇用機会均等法による）。その他、1年に20日以内の年次有給休暇を受けることができます。ただし、新たに採用された者は就業期間により日数が異なります。なお、休暇を受ける場合は、あらかじめその旨を届け出て承認を受けなければなりません。また、大学行事のため時間外勤務・休日勤務を命じられた場合は、振替休日を受けることができます。

<参考>

福山大学及び福山平成大学教職員の人事及び勤務等に関する
規程（就業規則）

Q. 個人研究費とは別に大学から支給される助成金などがありますか？その他、研究面での補助がありますか？

A. 研究助成には、大きく分けて、出版助成、論文投稿助成、学術研究助成の3つがあります。出版助成は、単著で学術性が高く一定の要件を備えた書籍の出版に対して、出版に要する費用の70%相当額が80万円以内で助成されます（7月10日までに所属学部長を経て学長に申し出る）。論文投稿助成は、レフリー（複数）付きの学会誌に掲載された論文の投稿に対して、必要額が3万円以内で助成されます（5月・9月・1月の末日までに所属学部長を経て学長に申し出る）。出版助成及び論文投稿助成の申請、審査及び採択等については、福山大学学長室規則及び福山大学出版等助成細則の定めるところによります。また、学内における研究の活性化を支援するため、学内研究助成金制度が設けられ、毎年助成事業の募集が行われています。「教員による学術研究に係る助成」では、あらゆる分野における研究で、特に科研費を含む外部資金獲得のためのさきがけ的な研究や学部・学科を越えた複数教員による共同研究が望ましいとされています。本学専任の教授・准教授・講師・助教及び助手に応募資格があり、1件あたり30万円を目安として必要額が査定されます。

<参考> 福山大学学長室規則，福山大学出版等助成細則，福山大学における学内教育・研究助成に関する要領

Q. 個人研究費のクラスはどのように決められていますか？

A. 個人研究費にはS・A・Bの3つのクラスがあります。教員個人が学部長等へ研究費申請書を提出し、その申請内容に基づきクラス分け基準により決定します。前年度科学研究費助成事業等競争的資金に代表者として応募している者（継続の者は応募とみなす）、かつ過去5年間に3年以上、または過去2年間に1年以上科研費等外部資金を支給されており（いずれも少なくとも1年は研究代表者）、過去5年間に審査付論文が3編以上、または過去2年間に1編以上、または表に名前が出た専門書が1冊以上あり、教員評価の総合点が2.5を上回ればクラスSになります。科研費等に応募したのも採択されなかったが、同上の業績があればクラスAとなります。それ以外の方がクラスBです。これとは別に学会旅費（国内限定）がありますが、前年度に学会発表を行っていることを条件に、個人研究費のクラスに応じて支給されます。外部資金に応募し、業績をつくることで研究費・旅費を多く得ることができます。なお、研究費の配分方法については、毎年見直しが行なわれています。

Q. 国外の学会で研究発表をしたい場合に大学から補助はありますか？

A. 「教職員の出張の特例（内規）」には、研究又は研究のため外国旅行を承認された場合は、当分の間仕度料として5万円の旅費を支給することができますとあります。また同内規には、「本学に2年以上在職して研究成果を挙げた者で教授・准教授及び講師が外国で行われる学会等に自費で出席して研究発表を行う場合は、当分の間、支度料の額は、当該学会等が開催される地域等を勘案して次の表に掲げる額とすることができる」との定めもあり、アジア州に含まれる地域のうち、中近東地方に含まれる地域を除く地域、アメリカ合衆国及び国際連合信託アメリカ合衆国統治領のうち、ハワイ州以西の地域は10万円以内、それ以外の地域は15万円以内の補助が出ます。3年以上経過しなければ再度の申請はできません。先方負担や自費による外国での学会発表や研究発表を行おうとする場合には、「外国出張取扱い内規」に従う必要があります。

<参考>

教職員の出張の特例（内規）、外国出張取扱い内規

Q. 国内または外国に留学することができますか？

A. 「福山大学学外研修に関する規程」によると、学術研究の振興と教育の充実発展のために、本学に3年以上勤務した専任の教授・准教授・講師及び助教は学外研修を申請することができます。学外研修には国内留学と外国留学の二種類があり、いずれも留学期間は3か月以上1年以内で、留学費とその間の給与は支給されます（国内留学費の支給に関する内規、外国留学費の支給に関する内規に、留学費について定められています）。いずれも、前年度の9月10日までに学部長に申し出、学部教授会の議を経て、学長・評議会の承認を得る必要があります。また、留学後は3年以上本学専任教員として勤務しなければなりません。

<参考>

福山大学学外研修に関する規程、福山大学国内留学に関する細則、国内留学費の支給に関する内規、福山大学外国留学に関する細則、外国留学費の支給に関する内規

補足

1. この冊子のQ & Aは、各規定に基づき簡略化して説明しておりますので、諸制度を利用する際は、各規程を確認のうえ手続きを行ってください。
2. <参考>欄の各規程は、福山大学例規集に掲載されています。各学部事務室で閲覧することができます。
3. 諸制度の利用については、各学部事務室を通じて申請してください。